

別紙 2 - 2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策)

第 1 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとし、補助対象機械装置は別表 1、補助対象経費及び補助率は別表 2 のとおりとする。

1 畜産経営等強化支援事業

畜産クラスター計画に基づく取組を行う者が国産飼料の生産・利用、雇用の創出、動物福祉、家畜衛生等の経営の持続性又は社会的価値の向上に必要な機械装置を導入する場合に、その負担の軽減を図るために行う当該機械装置の導入に必要な費用の一部の補助

2 推進指導事業

1 の事業の円滑な推進を図るために行う事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、要綱第 4 の 3 の基金管理団体とする。ただし、地域における取組状況その他の事情に鑑み、事業の円滑な運営のため必要と認められる場合には、基金管理団体は、本事業を実施する都道府県ごとに、要綱第 4 の 4 に基づく公募を行うものとし、当該公募により選定された公募選定団体を事業実施主体とするものとする。

第 3 機械装置の導入

1 導入方式

第 1 の 1 による機械装置の導入に対する補助は、次のいずれかの方式により行うものとする。

(1) 購入方式

中心的な経営体（要綱第 4 の 1 の (3) の中心的な経営体をいう。以下同じ。）が機械装置を購入して導入する場合に、当該導入に係る畜産クラスター計画を策定した要綱第 4 の 1 の (1) の畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）に対して、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を補助する。

(2) リース方式

中心的な経営体が機械装置をリースにより導入する場合に、当該機械装置の貸付者（基金管理団体が別に定めるリース会社等をいい、3 の規定により貸付主体に貸し付ける者を含む。以下「リース事業者」という。）に対して、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を補助する。

2 取組主体

第 1 の 1 により機械装置を導入する者（以下「取組主体」という。）は、畜産クラスター計画において中心的な経営体として位置付けられた者であって、(1) のアからシまでのいずれかに該当し、かつ、(2) の要件を満たす者とする。

(1) 取組主体の対象者

ア 畜産を営む者（法人化しているものを除く。）

イ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1

項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。)

ウ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。））。

エ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当するものは除く。

（ア） 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時雇用する従業員の数が 300 人を超えるもの

（イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上が（ア）に掲げるもの（ウ又はクに該当するものを除く。）の所有に属しているもの

オ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。)

カ 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において、農業（畜産を含む）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

キ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（寄附行為又は定款において、農業（畜産を含む）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

ク 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。)

ケ 土地改良区

コ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。以下「農業者団体」という。)

サ 3 戸以上の農業（畜産を含む）を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件に適合するもの

（ア） 農業（畜産を含む）を営む個人が直接の主たる構成員であること

（イ） 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること

a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること

b 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること

c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと

e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

シ 上記アからサまで以外の法人であって、自給飼料の生産を主たる事業として営む飼料生産受託組織（以下「コントラクター」という。）であり、飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期（3 年以上）の受委託に関する協定を締結するもの

（2）取組主体の要件

ア 取組主体は、次のいずれかを満たすもの（イの飼料生産組織を除く。）とする。

（ア） （1）のアに該当する者であって、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく認定を受けたもの又は同法第 14 条の 4 の認定を受けた者であって、現に就農し、又は就農することが確実に

あるもの（以下「新規就農者」という。）

（イ）（１）のイからオまでのいずれかに該当するもの

（ウ）（ア）又は（イ）に該当する２者以上で構成する集団

（エ）（１）のカ、キ又はクに該当する者であって、自ら家畜の飼養（委託による場合を含む。）を行うもの

イ （１）のイからシまでのいずれかに該当する飼料生産組織（コントラクター又はTMRセンター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者その他の飼料生産組織をいう。）であって、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに取り組むもの

（ア）導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあつては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から３年度目。以下同じ。）までに、機械装置の導入年度の前年度又は過去３か年の平均の実測値（現状値）より、北海道では 20ha 以上、都府県では 10ha 以上拡大すること。ただし、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では 20ha 以上、都府県では 10ha 以上とすることとする。

（イ）導入した機械装置を用いた収穫量の増加等の取組により、目標年度までに、過去３か年の平均の実測値（現状値）より、収穫量（TDNベース）をおおむね 10%以上増加させること。ただし、新規組織を除くものとする。

（ウ）導入した機械装置を用いて調製される混合飼料等について、目標年度までに、当該組織又は受益農家が給与する飼料中の飼料自給率（TDNベース）の値が、機械装置の導入年度の前年度又は過去３か年の平均の実測値（現状値）より、次のそれぞれの値以上増加すること。なお、粗飼料と濃厚飼料の両方を調製する飼料生産組織にあつては、次の a 及び b の双方の基準を満たすこと。

a 粗飼料を調製する場合

- （a）現状値 80%未満 5 ポイント
- （b）現状値 80%以上 85%未満 4 ポイント
- （c）現状値 85%以上 90%未満 3 ポイント
- （d）現状値 90%以上 95%未満 2 ポイント
- （e）現状値 95%以上 増加すること
- （f）現状値 100% 維持すること

b 濃厚飼料（飼料用米等）を調製する場合

- （a）現状値 10%未満 3 ポイント
- （b）現状値 10%以上 15%未満 2 ポイント
- （c）現状値 15%以上 20%未満 1 ポイント
- （d）現状値 20%以上 増加すること

3 機械装置の再貸付け

（１）貸付主体

畜産業の振興を目的とする次に掲げる法人等は、取組主体に対して機械装置を貸し付ける目的で、リース事業者から機械装置を借り受ける者（以下「貸付主体」という。）となることができる。

ア 公益社団法人

イ 公益財団法人

ウ 一般社団法人

- エ 一般財団法人
- オ 事業協同組合
- カ 事業協同組合連合会
- キ 農業者団体
- ク 地方公共団体（ただし、家畜運搬関係機械装置の導入に限る）

（２）再貸付の要件

ア 貸付主体は次のいずれかに該当する場合に限り、取組主体に機械装置の再貸付を行うことができる。

（ア）複数の取組主体に対して、同一の機械装置を貸し付ける場合であって、貸付主体が機械装置の管理を行うことに取組主体の経営上の合理性があると認められる場合

（イ）その他再貸付を行うことが、取組主体の持続性又は社会的価値の向上のために必要であると当該取組主体の所属する協議会が認める場合

イ 貸付主体は、再貸付を行う場合、貸付を受ける取組主体の所属する協議会の事務局に、その旨を報告するものとする。

第４ 補助対象機械装置の範囲

- １ 第１の１の事業において補助対象となる機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）の範囲は、別表１に掲げるとおりとする。
- ２ 補助対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としないものとする。
- ３ 補助対象機械装置は、原則として新品を対象とする。ただし、協議会が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械装置は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上であるものに限るものとする。
- ４ リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。
- ５ 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている機械装置は、本事業の対象から除外する。

第５ 事業の実施等

１ 事業実施要領の作成

（１）第２のただし書きにより選定された事業実施主体は、実施する事業の趣旨、内容、仕組み、取組主体等の選定、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続き、実施状況の報告、事業の評価その他の必要な事項を定めた事業実施要領を作成し、基金管理団体へ提出するものとする。

（２）基金管理団体は、（１）により提出のあった事業実施要領について取りまとめ、畜産局長に提出し、畜産局長の承認を受けるものとする。基金管理団体は、これらの承認を受けた場合には、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

また、事業実施要領の変更についても同様とする。

２ 事業参加要望

（１）協議会は、別記様式第１号により協議会の構成員である取組主体及び貸付主体（以下「取組主体等」という。）が畜産クラスター計画に基づいて導入しようとする機

械装置の要望を事業参加要望書として取りまとめ、都道府県と協議の上、事業実施主体に提出する。この場合、協議会は、取組主体等ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量及び既存の機械装置がある場合の追加導入について、真に必要なものであるものにつき導入を行うよう取りはからうものとする。

なお、都道府県との協議は、事業実施主体（５により事業実施主体が事業を委託している場合にあつては、当該委託先）を経由して行うものとし、事業実施主体は都道府県ごとの事業参加要望書を取りまとめ、都道府県に提出するものとする。

- （２）協議会は、（１）の事業参加要望の取りまとめに当たり、別添の「機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策の優先順位の決定に係る基本方針」及び都道府県からあらかじめ示されるこれに相当する方針（以下「基本方針等」という。）を踏まえ、機械導入を希望する取組主体等の間の優先順位を決定するものとする。
- （３）都道府県は、（１）の協議に際し、（２）の基本方針等に基づき、事業参加要望書に対して必要な意見を表明することができるものとする。
- （４）（３）の都道府県による意見表明があつた場合には、協議会は事業参加要望書について、必要な修正を行わなければならない。
- （５）都道府県は、事業参加要望書を提出した協議会の畜産クラスター計画について、本要領別添１の「畜産クラスター計画に係る総合評価基準」に基づき実施した総合評価（別紙１の第８の１の（３）で実施した総合評価を含む。以下「総合評価」という。）を実施し、その結果を事業実施主体に通知するものとする。

３ 事業実施計画の作成等

- （１）事業実施主体は、事業参加要望書を取りまとめ、別記様式第２号により事業実施計画書を作成するものとする。なお、第２のただし書きにより選定された事業実施主体にあつては、作成した事業実施計画を基金管理団体に提出するものとする。
- （２）基金管理団体は、作成した事業実施計画と併せ、（１）により提出のあつた事業実施計画書を取りまとめ、当該事業参加要望書を提出した協議会の畜産クラスター計画の総合評価結果を添えて、畜産局長に提出し、承認を受けるものとする。
- （３）基金管理団体は、（２）の承認を受ける際に、畜産局長と協議の上、配分予定額を決定し、事業実施主体に通知するものとする。
- （４）事業実施主体は、（３）の配分予定額の通知を受けた場合は、都道府県及び協議会に通知するものとする。
- （５）基金管理団体は、（２）で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、（２）に準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

４ 事業参加申請書の作成・承認

- （１）協議会は、３の（２）の通知を受けた配分予定額の範囲内で、事業参加要望書で決定した取組主体等の優先順位に基づいて取組主体等を選定するものとする。
- （２）協議会は、（１）により選定した取組主体等から提出のあつた事業参加申請に必要な書類等を別記様式第３号により取りまとめ、畜産クラスター計画を添えて事業実施主体に申請するものとする。
- （３）購入方式で機械装置を導入する協議会は、（２）の事業参加申請に当たって、

あらかじめ次の内容について、都道府県の確認を受け、その結果を添えて申請するものとする。

ア 協議会が補助金の経理に関する規約、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱いが明確となっていること。

イ 機械装置の購入を希望する取組主体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払可能であることが確認されていること。

(4) 事業実施主体は、必要な書類等の確認を行った上で、取組主体等ごとに事業参加承認を行い、協議会に通知する。

5 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他の団体に委託して行うことができるものとする。この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、基金管理団体及び畜産局長に報告（ただし、基金管理団体が事業実施主体の場合は、畜産局長のみ報告。）するものとする。

6 補助対象経費及び補助方法等

事業実施主体は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業の実施に要する経費につき補助するものとする。

7 機械装置の導入に係る留意事項

(1) 共通

ア 導入する機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、利用規模に即した適正な機械装置を選定するものとする。

イ 導入する機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。ただし、中古機械の場合、一者見積もり及び都道府県が価格の妥当性を判断したことを示す書類の提出に代えることができるものとする。

ウ 取組主体等は、導入する機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、導入する機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

エ 取組主体等が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

オ 導入する機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。

(2) 購入方式の場合

ア 取組主体は、補助の対象となる機械装置について、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入するものとする。

イ 取組主体は、導入した機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、機械の導入を行った場合は、その写しを速やかに協議会に提出するものとする。協議会は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、事業実施状況を確認し、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(3) リース方式の場合

ア 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(ア) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を取組主体等に移転することを前提に、基金管理団体が別に定めるものとする。

なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、取組主体等に所有が移転された後、取組主体等において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

(イ) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）とする。

なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、基金管理団体が別に定めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、事業実施主体がリース事業者を指導するものとする。

イ 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、貸付対象機械装置について、アに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により取組主体等に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

ウ 途中解約の禁止

取組主体等は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として取組主体等がリース事業者に支払うものとする。

エ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。

なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

(ア) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

オ 契約書類等の徴取

(ア) リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象機械装置の取得価格と補助金額を明記するものとする。

(イ) 事業実施主体は、リース事業者が取組主体等とリース契約を締結した場合

は、速やかにその契約に係る書類の写しを徴取するものとする。

第6 事業の実施報告

- 1 取組主体等は、機械装置を導入した場合は、原則として1ヶ月以内に事業実施主体が定める報告書を作成し、協議会を経由して事業実施主体に提出するものとする。
事業実施主体は、その内容を取りまとめ、当該取組主体等が存する地域の属する都道府県に対し、その実施状況を報告するものとする。
- 2 リース事業者は、機械装置を貸し付けた場合は、取組主体が実績報告書を提出したことを確認の上、原則として貸付日から1ヶ月以内に事業実施主体が定める請求書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、事業が完了したときは、別記様式第4号により事業の実績報告書を作成し、基金管理団体に報告（ただし、基金管理団体が事業実施主体の場合は除く。）するものとする。
- 4 基金管理団体は、3の報告を受けたとき及び事業実施主体として事業を完了したときは、別記様式第4号により事業の実績報告書を取りまとめ、畜産局長に報告するものとする。

第7 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、基金管理団体及び畜産局長の指導の下、都道府県、協議会、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。
- 2 リース事業者及び取組主体等は、事業実施主体の指導の下、都道府県、協議会、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第8 目標年度及び成果目標並びに事業評価

要綱第7の2の畜産局長が別に定めるこの事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

- 1 目標年度
本事業の目標年度は、事業実施年度の翌年度から5年を超えない範囲内とする。
- 2 成果目標
目標年度における本事業の成果目標は、畜産クラスター計画に基づく取組による持続性又は社会的価値の向上の成果として、別表3に掲げる機械装置の区分に対応したテーマを選択し、当該テーマに対応した次に掲げる成果目標からいずれかを設定するものとする。

分類	テーマ	成果目標
環境	1-1) 国産飼料の生産・利用	①ア 国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収の5%以上の増加（北海道） イ 国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収の3%以上の増加（都府県）
	1-2) 温室効果ガス排出削減	② 温室効果ガス排出量の5%以上の削減
	1-3) 資源循環型農業の促進	③ア 家畜ふん尿の堆肥化による販売単価又は販売量の5%以上の増加

		イ 家畜ふん尿のエネルギー化による光熱費の５％以上の低減
地域経済・担い手	2-1)雇用創出 2-2)ブランド化・付加価値向上 2-3)消費者の理解醸成 2-4)新規就農・経営継承 2-5)家畜輸送の社会的課題への対応	① 飼養管理のために雇用する人数又は人件費の５％以上の増加 ②ア 直売等への提供量の５％以上の増加 イ 農場HACCP取得等による販売量又は単価の５％以上の増加 ③ 教育ファームの認証の取得及び来場者数を取組主体等の常時従業員数×20名以上とする ④ 新規就農者・経営継承者への経営支援チームの体制構築及び３回/年以上の支援会議の開催 ⑤ 家畜市場又はと畜場への出荷日数月15日以上若しくは出荷頭数の５％以上の増加
動物福祉・家畜衛生等	3-1)動物福祉の実践 3-2)家畜疾病対策の強化・高度化 3-3)野生鳥獣害防止対策 3-4)多様性の確保	① 動物福祉に配慮して生産された畜産物の出荷量又は販売量の５％以上の増加及び販売単価の５％以上の増加 ② 疾病発生率又は事故率の５％以上の低減 ③ 野生鳥獣による被害面積又は被害件数の５％以上の低減 ④ア 希少血統の種雄牛造成又は希少血統雌牛の飼養割合を５％以上とする イ 短期肥育牛又は早期出荷素牛の出荷頭数を全出荷頭数の５％以上とする

３ 成果目標の検証

協議会は、２により設定した成果目標について、目標年度の効果について検証を行い、別記様式第５号の事業成果報告書により、目標年度の翌年度の７月末までに事業実施主体に報告するものとする。

成果目標の検証に当たっては、外的要因を排除するため価格補正を行った上で、検証するものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとする。

報告を受けた事業実施主体は、事業成果報告書を取りまとめの上、基金管理団体に報告するとともに、都道府県ごとに事業成果報告書を取りまとめ、都道府県に報告するものとする。

4 評価と指導

事業実施主体は、3において成果目標を達成していない取組主体等について、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。また、改善が見込まれないと判断した場合には、第10に規定する報告を求め、都道府県と連携し、必要な指導を行うものとする。

ただし、以下のア、イに該当する場合にあっては、成果目標の変更又は評価を終了することができることとする。

なお、その場合、協議会は都道府県と協議の上、成果目標の変更又は評価終了の改善計画を作成し、事業実施主体に報告するものとする。事業実施主体は、改善計画を確認し、妥当と判断した場合は成果目標の変更又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

5 基金管理団体は、4の評価の結果を畜産局長に報告するものとする。

第9 補助金の返還

事業実施主体は、取組主体等、協議会又はリース事業者から補助対象機械装置の処分制限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、取組主体等又はリース事業者に対して補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 取組主体等が経営を中止したとき
- (3) 導入した機械装置が滅失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

第10 調査及び報告

1 協議会は、第5の7の(2)のイにより確認した機械装置の利用状況及び事業実施状況について、事業実施年度から財産処分制限期間の間、事業実施年度の翌年度から毎年7月末までに、別記様式第6-1号により事業実施状況報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。

報告を受けた事業実施主体は、都道府県ごとに機械装置の利用状況及び事業実施状況を取りまとめ、基金管理団体及び都道府県に報告（ただし、基金管理団体が事業実施主体の場合は、都道府県知事のみ報告。）するものとする。

- 2 畜産局長は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、協議会、リース事業者、委託先等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 3 事業実施主体及び都道府県は、協議会、リース事業者及び取組主体等に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 4 事業実施主体及び事業を委託された団体は、事業実施年度の翌年度の4月末までに、別記様式第6-2号の実施状況報告を作成し、事業の実施状況を基金管理団体及び畜

産局長に報告（ただし、基金管理団体が事業実施主体の場合は除く。）するものとする。

第 11 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、補助金の交付に当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して交付するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1 のただし書に該当する場合、取組主体等からの事業実績の報告は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告を受けるものとする。
- 3 事業実施主体は、実績報告書の提出を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに提出させるとともに、その金額（2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、返還させなければならない。

なお、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、事業実施年度の翌年度の 6 月末までに、報告を受けるものとする。

第 12 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

別表 1

補助対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、ベールフィーダー、餌寄せロボット 等
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
省エネ・電力安定供給のための機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置、効率的生産の継続に資する機械装置、自家発電機、配電盤 等
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、その他個体装着型家畜管理装置、哺乳ロボット、自動家畜分別機械装置、ふ卵関係装置、平飼いシステム、電動カウブラシ 等
搾乳関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、バルククーラー、オートサンプラー、パーラー内部機械装置 等
衛生管理高度化機械装置	畜舎洗浄・清掃ロボット、ふん尿除去機械装置（自走式を除く）、動力噴霧機、車両消毒装置、脱臭関係装置、消毒用煙霧機、乗用型消毒装置 等
畜産物管理・加工機械装置	集卵装置、汚卵洗浄装置、食肉加工機械装置、乳製品加工機械装置、検卵機械装置、選卵機械装置 等
飼料播種・追播用機械装置	牧草播種機、追播種機、とうもろこし播種機、飼料用稲直播機 等
飼料収穫・調製用機械装置	刈取機、反転機、集草機、梱包機、梱包格納用機械、フォーレージハーベスター、とうもろこし収穫機、運搬機、サイレージ等取出・積込機 等
その他飼料生産関係機械装置	稲わら収集機、簡易土壌分析機器 等

補助対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
スマート農業関連機械装置	畜舎温度管理制御システム、GPSガイダンスシステム、非接触型体重推定装置、ボディーコンディショニングカメラ、飼料生産用ドローン 等
草地等管理用機械装置	複合作業機を含み、草地等の管理・更新（除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥、耕起、覆土、鎮圧等）に係る作業に要する機械 等
飼料調製用機械装置	TMR 等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機、梱包解体機、梱包格納用機械、コンベア及び作業管理システム機器、簡易飼料分析機器 等
飼料用米調製用機械装置	飼料用米加工・調製機（飼料粉碎機、加圧圧パン処理機、造粒機、発酵処理機、梱包機等）、飼料混合機 等
放牧関連機械装置	電牧器、簡易畜舎（組立式）、移動式スタンション、放牧牛管理システム、放牧水槽 等
飼料保管装置	飼料タンク、コンテナ、簡易飼料保管庫（延床面積 200 m ² 以下のものに限る。）
エコフィード調製・給与関係装置	エコフィード調製装置、エコフィード給与装置、リキッドフィード給与装置、簡易飼料分析機器、エコフィード運搬車（特装しているものに限る） 等
堆肥調製散布関係機械装置	堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る）等
家畜運搬関係機械装置	家畜運搬車（特装しているものに限る）
野生鳥獣侵入防止機械装置	野生鳥獣防除機械
畜産・酪農関係機械に要する動力源	動力源

(注意)

- 1 補助対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 本表のほか、本表の機械装置と同様の効果があるものとして、都道府県知事が特に認めた機械についても補助対象とする。
- 3 本事業により導入された機械装置については、飼料作物以外の作物生産に用する場合、飼料生産に支障を生じない範囲でその利用を可能とする。
- 4 農業機械の導入は、利用規模や作業能率の向上に即した適正な機械の選定を行うこと。

別表 2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営等強化 支援事業	中心的な経営体による機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内 ただし、別表 1 の家畜運搬関係機械装置については、補助上限額を 8,000 千円とする。
2 推進指導事業	事業実施主体が 1 及び 2 の事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に必要な経費	定額

別表3（第8の2関係）

No.	機械装置の区分	テーマ（第8の2に掲げるもの）											
		1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	3-1	3-2	3-3	3-4
1	飼料給与関係機械装置	○	○		○	○	○	○		○			○
2	畜舎温度制御機械装置	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
3	省エネ・電力安定供給のための機械装置	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
4	家畜飼養管理機械装置	○	○		○	○	○	○		○	○		○
5	搾乳関係機械装置	○	○		○	○	○	○		○	○		
6	衛生管理高度化機械装置	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
7	畜産物管理・加工機械装置				○	○	○	○					○
8	飼料播種・追播用機械装置	○			○	○	○	○					
9	飼料収穫・調製用機械装置	○			○	○	○	○					
10	その他飼料生産関係機械装置	○	○		○	○		○					
11	スマート農業関連機械装置	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
12	草地等管理用機械装置	○	○		○	○	○	○					
13	飼料調製用機械装置	○			○	○	○	○					
14	飼料用米調整用機械装置	○			○	○	○	○					
15	放牧関連機械装置	○			○	○	○	○		○	○		○
16	飼料保管装置	○	○		○	○	○	○					○
17	エコフィード調整・給与関係装置	○	○		○	○	○	○					
18	堆肥調整散布関係機械装置	○	○	○	○	○	○	○					
19	家畜運搬関係機械装置				○			○	○				
20	野生鳥獣侵入防止機械装置	○				○	○	○			○	○	
21	酪農・畜産関係機械に要する動力源となる機械装置	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○

別添

機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策の優先順位の決定に係る基本方針

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領別紙２－２の第５の２の（２）の畜産クラスター協議会が行う取組主体等の優先順位の決定及び都道府県が示す方針並びに同要領別紙２－２の第５の２の（３）の都道府県が行う意見の表明は、次により行うものとする。

1 畜産クラスター計画（行動計画）との関係

- ① 都道府県は、畜産クラスター計画に、機械の借受希望者である中心的な経営体の取組及び効果が示されていることを確認する。
- ② 都道府県は、④の1-1)～3-4)のテーマについて、地域の実態に応じて優先順位を付して提示することができる。
- ③ 協議会は、取り組むテーマに優先順位を付し、テーマごとに導入を希望する機械の優先順位を付すものとする。
- ④ テーマは、酪農及び肉用牛の近代化を図るための基本方針等に示した次のものとする。
1-1) 国産飼料の生産・利用、1-2) 温室効果ガス排出削減、1-3) 資源循環型農業の促進、
2-1) 雇用創出、2-2) ブランド化・付加価値向上、2-3) 消費者の理解醸成、
2-4) 新規就農・経営継承、2-5) 家畜輸送の社会的課題への対応、
3-1) 動物福祉の実践、3-2) 家畜疾病対策の強化・高度化、3-3) 野生鳥獣害防止対策、
3-4) 多様性の確保

2 複数の中心的な経営体が同じテーマの取組を行う場合の優先順位

畜産クラスター協議会が実現しようとする目的に応じて、テーマごとに次のいずれかの視点を選択し、その取組の実現可能性を考慮した上で、優先順位を決定するものとする。

なお、次の視点によっても優先順位の決定が困難な場合には、「施設整備の事業計画に係る総合評価基準」を参照し、優先順位を決定するものとする。

① 機械導入を行う中心的な経営体の評価

（取組の継続性の視点）

将来的に地域において経営の継続が期待され、地域として育成すべき中心的な経営体の取組について優先する。

例）後継者を有する経営、法人化している経営を優先

② 機械導入による波及効果の評価

（受益の範囲の視点）

中心的な経営体の取組による受益の範囲が大きい取組を優先する。 例) ・ 飼料収穫機を導入する取組の場合、コントラクターや他農家の飼料生産作業を受託する中心的な経営体の取組を優先 ・ ほ乳ロボットの導入の場合、哺育施設を共同で効率的に利用するため、複数の繁殖経営が利用するほ乳ロボットの導入を優先 等 (取組の先進性・技術の普及の視点) 地域的な取組を前提として、中心的な経営体の取組の先進性及びその地域への普及の期待度の高い取組を優先する。 例) ・ 地域で初めて導入する、又は導入実績の少ない機械であり、その普及を図るための地域によるサポート体制を有する取組を優先 ・ 機械導入による効果を確認するために、研究機関や農協等への飼養管理データの提供等を行う取組を優先 等 ③ 都道府県独自の課題の視点 都道府県は、地域の課題を踏まえ優先すべき視点を示すことができる。
3 成果目標との関係
本事業で機械を導入したことがある取組主体において、新たに導入を希望する場合は、機械を導入した時に設定した成果目標を達成していることを確認した上で、その目標の達成状況を考慮して優先順位を付すものとする。 なお、成果目標を達成していない取組主体に対しては、導入希望の見直しについて助言できるものとする。
4 効果的な支援の実施（留意点）
中心的な経営体の取組が十分に機能することが、畜産クラスター計画の実現にとって重要であるため、優先順位の決定にあたり、次に留意すること。 ① 施設整備を行う取組（補助事業の活用の有無を問わない）との整合性 ② 複数機械導入の効果（複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合は一体的に扱う） ③ 画一的な上限配分額の設定や過去の実績による調整を排除 ④ 所属する団体その他の理由により公平性を欠くことがないように留意

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長
第 2 のただし書きにより選定された事業実施主体
の場合は、基金管理団体の長

事業実施主体の長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策）
実施計画書の承認（変更）申請について（注）

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年 1 月20日付け27生畜第
1621号農林水産省生産局長通知）別紙 2－2 の第 5 の 3 の（1）の規定に基づき、関係
書類を添えて承認（変更）申請します。

記

事業内容

事業内容	参加要望 協議会数 (件)	事業費（円）		備 考
		補助金	その他	
畜産経営等強化 支援事業				
推進指導事業				
合 計				

（注）：事業実施計画書を添付すること。

○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策)実施計画書　(※1)

No.	都道府県	畜産クラスター協議会名	所属(団体等名)	中心的経営体確認※2	取組主体等名※3	貸付主体から借受を行う場合の取組主体	取組主体の所在地(市町村名)	取組主体要件※4	飼養区分※5	飼養頭羽数※6	うち搾乳牛、繁殖雌牛、母豚	補助対象機械装置			機械装置導入の妥当性等の確認※7			機械装置価格、補助金等					クラスター計画のテーマ番号※11	成果目標	成果目標の算定根拠 ※13								成果目標値	従業員数※17	生乳需給安定クロスコンプライアンスチェックシート※18	備考※19
						氏名						増加(削減)率(%)※16	算定根拠※14	現状値(○年/年度)※15				目標値(△年/年度)※15																		
														①	②	③	現状値(①×②×③)	①	②	③	目標値(①×②×③)															
1																																				
2																																				
3																																				
4																																				
5																																				
6																																				
7																																				
8																																				
9																																				
10																																				
												合計																								

※1　要望調査回を記入。

※2　畜産クラスター計画の中心的な経営体に位置づけられている場合は○、同計画を申請中の場合は△を記入。

※3　取組主体の場合にあっては取組主体氏名を、貸付主体の場合にあっては組織名を記入。

※4　認定農業者については「認定」、新規就農者については「新規」、認定農業者・新規就農者に該当する2者以上で構成する集団については「集団」、その他の場合は「団体等」と記入。飼料生産受託組織等については1(面積拡大)、2(収穫量増加)、3(飼料自給率増加)を記入し、複数の場合は1・2、1・3、2・3、1・2・3と記入。

※5　飼養区分は「酪農」、「肉用牛(肥育)」、「肉用牛(一貫)」、「肉用牛(繁殖)」、「養豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」、「その他家畜」、「飼料受託等」を記入。複数にまたがる場合には当該機械装置を主に利用する畜種等を記入。なお、「その他家畜」の場合は備考欄に飼養畜種を記入。

※6　飼養頭数は飼養区分に応じた現在の総頭羽数を記入(飼養区分「飼料受託等」を除く)。なお、酪農について「搾乳牛頭数」、肉用牛については「繁殖雌牛頭数」、養豚について「母豚頭数」を内訳として記入し、その他の家畜又は該当がない場合は記入不要。

※7　協議会において確認の上、記入。

※8　規模・数量が妥当である場合は○を記入。

※9　既存の機械装置がある場合は○を記入。

※10　導入の必要性について記入(複数可)。

※11　クラスター計画に記載しているテーマのうち、実施要領別紙2－2の第8の2の取り組むテーマを設定し、番号を記入(複数の取組を行う場合は、該当する全ての番号を記入)。

※12　実施要領別紙2－2の第8の2の成果目標のいずれかを設定し、番号を記入。

※13　成果目標の算定根拠に用いた頭数、出荷数量、単価等の値を①から③の欄に記入の上、備考欄に①から③の名称及び計算方法等を記入。

※14　算定根拠として飼養頭羽数の増加、出荷数量の増加、販売額の増加等を具体的に記入。

※15　現状値及び目標値の年/年度を記入。

※16　成果目標値は、定量的かつ検証可能な算定根拠を設定し、クラスター協議会において、現状値及び目標値の根拠となる資料を保管。成果目標値は、増加(削減)率(%)＝{(事業実施翌年度の値^Ⅾ－事業実施前年度の値^Ⅾ)／事業実施前年度の値^Ⅾ}×100(%)を記入。(注:年次でも可とし、年次もしくは年度を記入。)

※17　従業員数は、正規雇用者数(ただし、経営主の親、子、兄弟姉妹及び配偶者を除く。)を記入。

※18　生乳需給安定クロスコンプライアンスチェックシートは、実施要領の第12に基づき、協議会において必要事項や確認事項が記入されていることを確認したら○印を記入。

※19　あらかじめ中古品を要望することが確実な場合は、備考欄に「中古品」と記載し、「残存期間(法定耐用年数－経過年数)」を記入。

年 月 日

事業実施主体の長 殿

畜産クラスター協議会会長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策) 参加申請書 (注)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)を下記のとおり実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2-2の第5の4の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 取組主体等名

取組主体名	
貸付主体名	

※転貸の場合は両方記入すること。

2 申請の概要

優先順位	機械装置名	補助金額(円)	購入方式	リース方式	備考

※購入方式又はリース方式欄のいずれかに○印をつけてください。

※本様式は、取組主体の申請ごとに添付すること。

(注)：対象となる以下の資料を添付すること。

- 別記様式第3号-別紙1
別記様式第3号-別紙2(別紙3-1及び別紙3-2)
別記様式第3号-別紙4
別記様式第3号-別紙5

3 上記取組主体の配合飼料価格安定制度への継続加入の確認

配合飼料価格安定制度への加入状況について、協議会で以下の通り確認しました。

確認結果	R〇年度	R〇年度	協議会の確認方法及び書類の保管等
	加入	加入	取組主体は、自己申告書を作成。協議会は、自己申告書の内容を確認の上、保管する。 なお、自己申告書に代えて令和〇年度の数量契約書でも可とし、その場合は協議会で数量契約書を確認し、そのコピーを協議会で保管する。(数量契約書の原本は、取組主体が保管。)
	未加入	加入	
	未加入	未加入	取組主体は、自己申告書を作成。協議会は、自己申告書の内容を確認の上、保管する。
	加入	未加入	自給飼料への転換等の合理的な理由がある場合、取組主体が自己申告書を作成。協議会は、自己申告書の内容を確認の上、保管する。

※「確認結果」欄の該当箇所に「●」印を入力して下さい。(飼養区分「飼料受託等」は入力不要。)

※令和〇年度の数量契約書は配合飼料価格安定基金及び県基金協会、農協等の契約事務を行っている者による数量契約確認書も可とする。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策)申請内容に係る添付資料(購入方式)

No	補助対象機械装置の概要									取組主体名: 機械装置価格、補助金等							
	機械装置の 区分	補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 ((A－C)×1/2 以内) (円)
					経過年数 ②	残存年数 (①－②) ※2											
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
計																	

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

別記様式第3号－別紙3－1

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策)申請内容に係る添付資料(リース方式)

取組主体名:																
No	補助対象機械装置の概要									機械装置価格、補助金等					リース事業者名	貸付期間 (年)
	機械装置の 区分	補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	補助率	補助金額 (A×1/2以内) (円)		
					経過年数 ②	残存年数 (①－②) ※2										
1													1/2			
2													1/2			
3													1/2			
4													1/2			
5													1/2			
6													1/2			
7													1/2			
8													1/2			
9													1/2			
10													1/2			
計																

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策)申請内容に係る添付資料(リース方式)

貸付主体名:																	
No	貸付主体から借受を行う場合の取組主体名	補助対象機械装置の概要									機械装置価格、補助金等					リース事業者名	貸付期間 (年)
		機械装置の区分	補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	補助率	補助金額 (A×1/2以内) (円)		
						経過年数 ②	残存年数 (①－②) ※2										
1														1/2			
2														1/2			
3														1/2			
	小計																
4														1/2			
5														1/2			
6														1/2			
7														1/2			
	小計																
8														1/2			
9														1/2			
10														1/2			
	小計																
	計																

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。
※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

別記様式第3号－別紙4

飼養区分「飼料受託等」参加申請時添付書類（購入方式、リース方式共通）

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策）
飼養区分「飼料受託等」申請内容

取組主体名 (住所)

（リース方式で貸付主体から借受を行う場合は、借受を行う取組主体名及び住所を記載。）

1 機械装置の導入を行う飼料生産組織の概要

名称	組織形態	所在	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員の氏名	その他
			(%)				

（注）作業機械の導入をする者と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

2 取組主体の区分について（該当する箇所に○印を付けてください。）

	(1) TMRセンター
	(2) コントラクター
	(3) (1)、(2) 以外（具体名）

（注）経営を法人化する場合は、実施予定年度を明記してください。

3 取組主体要件（次の（1）から（3）までのいずれか該当するものを記載してください。）

（1）飼料生産受託面積・飼料生産作業面積

アには作業を受託している面積を、イには自ら生産している面積を記入してください。

	年度 (ア)	年度 (イ)	年度 (ウ)	3年間平均 (エ)	目標年度 計画（年度） (オ)	拡大面積 (オーウ 又はエ)
ア 受託面積	()	()	()	()	()	()
イ 生産面積	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()

（注1）二期作や二毛作により、同じほ場で2回以上飼料生産を行う場合は、（ ）内に、延面積を記載してください。

（注2）ア及びイのいずれの面積についても、明細（作業の種類（作付・収穫等）毎の面積）を添付してください。

（注3）（ア）から（ウ）には直近前年度までの3年分、（オ）には事業実施年度から3年度目を記載してください。

[illegible]

(注2) (ア) から (ウ) には直近前年度までの3年分、(キ) には事業実施年度から3年度目を記載してください。

ア 粗飼料を調製する場合

イ 濃厚飼料（飼料用米、子実用トウモロコシ等）を調製する場合

[illegible]

(注：ア、イ共通)

- 1：原料の種類は、粗飼料、濃厚飼料毎に、（地域内：クラスター内の取組、地域外：クラスター外の取組（流通飼料等））に区分して記載すること。
- 2：粗飼料及び濃厚飼料におけるTDN重量は、実測値又は「日本標準飼料成分表（2009年 版）」の飼料成分表等から推計して算出すること。なお、推計の方法がわかる資料を添付すること。
- 3：TMR原料となる地域で生産される粗飼料の自給率が、機械装置の導入の後に現状の自給率より、次の基準を上回る計画であること。

(1) 粗飼料を調製する場合【粗飼料自給率を基準とする】

- | | | |
|---|------------------|--------|
| ア | 現状値が 80%未満 | 5 ポイント |
| イ | 現状値が 80%以上～85%未満 | 4 ポイント |
| ウ | 現状値が 85%以上～90%未満 | 3 ポイント |
| エ | 現状値が 90%以上～95%未満 | 2 ポイント |
| オ | 現状値が 95%以上 | 増加すること |
| カ | 現状値が 100% | 維持すること |

(2) 濃厚飼料（飼料用米等）を調製する場合【濃厚飼料自給率を基準とする】

- | | | |
|---|------------------|--------|
| ア | 現状値が 10%未満 | 3 ポイント |
| イ | 現状値が 10%以上 15%未満 | 2 ポイント |
| ウ | 現状値が 15%以上 20%未満 | 1 ポイント |
| エ | 現状値が 20%以上 | 増加すること |

※粗飼料と濃厚飼料を調整する場合は、（1）及び（2）の基準の双方を満たすこと

4 簡易飼料保管庫等について

コンテナ、簡易飼料保管庫を希望する場合は次について記述してください。

(1) 設置目的

--

(2) 面積の算出根拠

延床面積	m ²	算出根拠	保管する飼料の種類／数量： ／ t
------	----------------	------	-------------------------

畜産クラスター協議会名

事業実施主体の長 殿

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策）参加申請書及び当該申請に係る確認書

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を下記のとおり実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2-2の第5の4の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、交付等要綱、実施要領、業務方法書及び申請マニュアルを協議会の担当者と共によく読み内容を理解しました。

取組主体の申請件数

件

また、特に次の事項に対し、相違があった場合は、事業参加承認後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなり、または補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、申請します。

- 1 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。
- 2 畜産クラスター協議会及び取組主体（貸付主体を含む。以下同じ）は、導入する機械の規模、能力、数量の妥当性及び導入の必要性等について説明責任を負うことを承諾します。
- 3 一般競争入札又は3者以上の見積による^注補助対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。（注：中古機械で一者見積の場合は、下線部を「都道府県が価格の妥当性を判断した見積による」に書き替えるものとする。）また、補助対象経費は補助対象機械装置の本体価格のみであり、それ以外の費用を混同していません。
- 4 事業実施主体が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。また、補助金の支払いは、機械装置の導入、支払い及び所有権の移転が完了し、実績報告書を提出した後一定期間を要することを承諾します。
- 5 補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承諾します。

（購入方式のみ）既に所有している機械装置を下取りさせて同種の機械装置を導入する場合は、導入する機械装置の本体価格から当該機械装置の下取り価格を控除した額を補助対象経費として申請します。

取組主体名（※法人の場合は法人名・代表者名）		貸付主体（※転貸の場合）		
（※取組主体本人の自署とする）		組織名	代表者名（※貸付主体の実務責任者の自署も可とする）	
		役職		
取組主体が自著した年月日：		年	月	日

導入方式	購入方式の場合	（※協議会の実務責任者の自署とする）
	リース方式の場合	（※リース事業者名を記入）

※ 購入方式の場合の下取り機械装置の補助事業等の取扱いは、「補助事業等における精算の取扱いについて」（昭和57年10月26日付け57経第1702号）に関する取扱いによる。

※ 処分制限期間は、導入した機械装置の耐用年数期間をいう。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

※ 耐用年数は、「原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。

※ 中古機械の場合で、一者見積もりの場合は都道府県が価格の妥当性を判断したことを示す書類を添付する。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

基金管理団体の長 殿
農林水産省畜産局長

事業実施主体の長
基金管理団体の長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策) 実績報告書(注)

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜
第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2-2の第6に基づき、事業の実績を報告し
ます。

(注) 別添として、事業実施計画の承認(変更)申請時に添付した計画書に
変更箇所を加筆し、変更前後の内容を反映した計画書を添付。

番 号
年 月 日

事業実施主体の長

畜産クラスター協議会会長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策：対象となる事業名を記入)
成果報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で事業参加承認通知のあった畜産収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2－2の第8の3の規定に基づき別紙の「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策）成果報告」を別添のとおり報告します。

畜産クラスター協議会名(都道府県)	()
-------------------	-----

No.	取組主体	取組主体の 所在地	飼養 区分 ※1	飼養頭数※2		補助対象機械装置										クラスター計画 のテーマ番号 ※6	成果目標 の種別 ※7	成果目標の算定根拠 ※8				成果検証値(価格補正無)※9				成果検証値(価格補正後)※9				従業員数 ※13	改善計画 ※14	備 考				
				事業実施前	事業実施後	購入・ リースの 区分 ※3	新品・中 古の区 分 ※4	法定耐 用年数 ①	中古機械の場合		リースの場合		機械装置の区 分	機械装置名	数量			機械価格 (円、税抜)	算定根拠	現状値 (事業実施前 年度) ※9	目標値 (〇年/年度) ※9	増加(削減)率 (%)	実績値 (目標の〇年/年度の実績値) ※9				増加(削減) 率(%) ※10	実績値 (価格補正後) ※11					増加(削減) 率(%) ※12			
									経過年 数 ②	残存年数 (①－②) ※5	リース事業 者名	貸付期 間 (年)											①	②	③	実績値(① ×②×③)		①	②					③	実績値(① ×②×③)	
1																																				
2																																				
3																																				
4																																				
5																																				
6																																				
7																																				
8																																				
9																																				
10																																				

※1 飼養区分は「酪農」、「肉用牛(肥育)」、「肉用牛(一貫)」、「肉用牛(繁殖)」、「養豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」、「その他家畜」、「飼料受託等」を記入。複数にまたがる場合には当該機械装置を主に利用する畜種等を記入。なお、「その他家畜」の場合は備考欄に飼養畜種を記入。

※2 飼養頭数は飼養区分に応じた事業実施前と事業実施後の総頭羽数を記入(飼養区分「飼料受託等」を除く)。なお、酪農について「搾乳牛頭数」、肉用牛については「繁殖雌牛頭数」、養豚について「母豚頭数」を内訳として記入し、その他の家畜又は該当がない場合は記入不要。

※3 購入・リースの別は1(購入方式)、2(リース方式)のいずれかの番号を記入。

※4 新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※5 残存年数は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた年数を記入。

※6 クラスター計画に記載しているテーマのうち、実施要領別紙2－2の第8の2の取り組むテーマを設定し、番号を記入(複数の取組を行う場合は、該当する全ての番号を記入)。

※7 実施要領別紙2－2の第8の2の成果目標のいずれかを設定し、番号を記入。

※8 実施計画で設定した成果目標を記入。

※9 クラスター協議会において、現状値、目標値及び成果検証値の根拠となる資料を保管。目標年/年度を記入。

※10 増加(削減)率は、増加(削減)率(%)＝((事業実施翌年度の実績値^⑮－事業実施前年度の値^⑮)/事業実施前年度の値^⑮)×100(%)を記入。(注:年次でも可とし、年次もしくは年度を記入。)

※11 実績値(価格補正後)については、外的要因を排除するための価格補正を行った場合に補正した算定根拠を記入するとともに、備考欄に価格補正の内容を記入。外的要因を排除するための価格補正を行う場合には、補正計数(事業実施前の価格/目標年度の価格^⑮)を用いて算出。(注:年次でも可とし、年次もしくは年度を記入。)

※12 増加(削減)率は、増加(削減)率(%)＝(実績値(価格補正後)－事業実施前年度の値^⑮)/事業実施前年度の値^⑮)×100(%)を記入。(注:年次でも可とし、年次もしくは年度を記入。)

※13 従業員数は、正規雇用者数(ただし、経営主の親、兄弟姉妹及び配偶者を除く。)を記入。

※14 第8の4に該当する場合は改善計画を記入。

番 号
年 月 日

事業実施主体の長

畜産クラスター協議会会長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策) (購入方式)
実施状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で事業参加承認通知のあった畜産収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2-2の第10の1の規定に基づき、別紙の「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策)(購入方式)実施状況報告」を別添のとおり報告します。

番 号
年 月 日

基金管理団体の長
農林水産省畜産局長

委託団体の長
事業実施主体の長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策)
実施状況報告書(注)

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2－2の第10の4に基づき、事業実施状況や収支決算について、関係書類を添えて、別添のとおり報告します。

(注) 別添として、事業実施計画の承認(変更)申請時に添付した計画書に変更箇所を加筆し、変更前後の内容を反映した計画書を添付。委託の場合は、これに準じた書類を添付。